

ドローンオペレーター育成支援補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、ドローン（無人航空機）を活用した県内産業の振興やイノベーション創出を目的として、県内事業者が従業員等へ実施するドローンオペレーター育成（資格取得）にかかる経費を支援するための費用について、予算の定めるところにより、ドローンオペレーター育成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県企画部関係補助金等交付要綱（令和7年長崎県告示第281号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この実施要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所、事業所を置く法人、個人事業主及びその他団体をいう。
- (2) ドローンオペレーター資格 航空法（昭和27年法律第231号）第11章第3節で規定する無人航空機操縦者技能証明（以下「国家資格」という。）及び国土交通省航空局のホームページ内の「無人航空機の講習団体一覧」に掲載されている講習団体が講習する技能認証（以下「民間資格」という。）をいう。
- (3) 県会計年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、県内事業者であって、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 県が設置する長崎県ドローンプラットフォームに加入する者又は加入を誓約する者であること。
- (2) 申請日時点において、創業後1年を経過していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- (6) 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。

2 知事は、前項の規定に準ずると認められる事業者について、補助対象者とすること

ができる。

（補助事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、県内においてドローンを活用したサービスの提供を図るため、県内の事務所に所属するドローンオペレーター資格取得者の育成を行う事業とする。

2 国、県、市町等が実施する他の補助制度の対象となっている事業については、交付を受けることはできない。

（補助事業の着手時期）

第5条 補助事業の着手は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。

（補助対象経費、補助率及び補助金額等）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は補助事業に要する経費であって、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は対象経費から除外する。

2 補助金額の補助率等は別表1に記載のとおりとする。ただし、算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第16条の規定による利益等排除に該当する補助事業者（補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）に係る経費については、当該利益等排除後の金額をもって、補助対象経費とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金を申請しようとする者は、規則第4条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 規則第4条の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) ドローンオペレーター育成事業計画書(様式第2号。以下「計画書」という。)

(2) 受講する講座の受講内容、受講料等が分かる資料

(3) 誓約書（様式第3号）

(4) 第3条第1項第1号の要件を満たすことが分かる書類

(5) 県税に関し未納がないことを証明する証明書

(6) 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書

(7) 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書等

(8)申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本、申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し

(9)その他知事が必要と認める書類

3 第1項に規定する交付申請書を提出できる時期は、別に定める。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、申請の内容を審査した結果、不交付の決定をする場合は、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請の取下げをできる期限)

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(補助事業の実施状況報告)

第10条 補助事業者は、申請年度を含む3年間、毎年、事業の状況について、別に指定する方法により知事に報告しなければならない。

2 規則第11条第1項に規定する状況報告は、知事が報告を求めた場合、指定する日までに補助金実施状況報告書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は次のとおりとする。

(1)補助目的の達成に何ら支障がないと認められる経費の配分の変更

(2)講座内容等(受講者、実施期間、実施内容等)の変更であって、計画書に照らしてドローンオペレーター育成の目的の達成に変わりがないもの

(3)補助事業の実施期間内での事業期間の延長

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条第1項の規定に基づき、知事に対し、完了の日から10日を経過した日までに実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告時に提出する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ドローンオペレーター育成支援補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) ドローンオペレーター育成事業実績書（様式第10号）
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) 事業の実施状況及び実施結果が確認できる書類の写し、写真等
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第21条の規定に基づき、実績報告を省略する。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。なお、交付要綱第7条に規定する必要な書類は省略できるものとする。

（利益等排除）

第16条 補助金の交付の申請をしようとする者が、自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社若しくは同条第8項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、別表2に掲げる方法により利益等排除を行うものとする。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、この補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第18条 補助事業者が第7条第2項第1号に規定する計画書又は第11条第2項に規定する計画書（変更）に記載したドローンを活用した課題解決を図る事業を交付決定の日から3年以内に廃止し、補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

（成果の公表）

第19条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、公表することができるものとする。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から適用する。

この要綱は、令和7年3月14日から適用する。

この要綱は、令和7年6月12日から適用する。

別表1 補助対象経費等（第6条関係）

費目	内容	補助率等	1人当たり 補助上限
国家資格取得にかか る経費	従業員等が資格を取得する ために必要な講座の受講経費、 資格試験手数料であって、補 助事業者が講座実施機関等 に対して支払ったもの	2／3以内	40万円
民間資格取得にかか る経費			30万円

※1者当たりの補助上限は100万円とする。

別表2 利益等排除の方法（第16条関係）

1 利益等排除の対象となる調達先

以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

（3）補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、（2）及び（3）が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。